

駐車場における雨水浸透施設設置要綱

(平成19年3月22日区長決定)

(令和3年3月26日部長決定)

(趣 旨)

第1条 東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例(平成18年板橋区条例第49号以下「条例」という。)第4条第2項の規定により駐車場に雨水浸透施設を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(雨水浸透施設)

第3条 東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例施行規則(平成19年板橋区規則第7号)第3条に規定する駐車場の設置者は、駐車場に設置する雨水浸透施設設置届(別記第1号様式)に案内図、敷地平面図並びに雨水浸透量、雨水浸透施設の平面図及び断面図を添付し、区長に届け出るものとする。

第4条 前条の規定により、設置の届出をした者が、雨水浸透施設の工事を完了したときは、完了報告書(別記第2号様式)を提出するものとする。

(委 託)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は資源環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

駐車場の雨水浸透施設設置届

年 月 日

(あて先) 板橋区長

住 所

氏 名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第4条第2項の規定による、雨水浸透施設の設置について、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

駐車場の名称	
駐車場の所在地	
自動車の収容能力	
雨水浸透施設	
雨水浸透量	

関係書類

- (1) 案内図、敷地平面図、駐車場配置図
- (2) 雨水浸透施設の平面図、断面図、雨水浸透量計算書

備考

この届書(関係書類を含む)の正本に、写し1通を添えること。

第2号様式

駐車場の雨水浸透施設設置完了届

年 月 日

(あて先) 板橋区長

住 所

氏 名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第4条第2項の規定による、雨水浸透施設の設置が完了したので、次のとおり届け出ます。

設置届番号・年月日	第 号 年 月 日
駐車場の名称	
駐車場の所在地	
雨水浸透施設	
完了年月日	年 月 日

備考

この届書の正本に、写し1通を添えること。